

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の
退職手当の取扱いについて

平成18年 3 月14日

総人恩総第204号

最終改正 平成 29 年 12 月 22 日閣人人第 961 号

標記について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条第2項、第6条の2及び別表第1並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成18年政令第30号）第2条の規定に基づき、下記のとおり定め、平成18年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので、通知します。

記

第一 国家公務員退職手当法施行令第6条第2項関係

- 1 国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第6条第2項第2号に規定する内閣総理大臣の定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 学術の調査、研究又は指導への従事が、休職の期間の初日の前日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日）において、次のいずれにも該当するものであったこと。
 - イ 相当程度高度な学術の調査、研究又は指導に従事するものであること。
 - ロ その成果によって休職の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものであること。
 - (2) 学術の調査、研究又は指導への従事が、法人の要請に基づき行われたものであったこと。
 - (3) 学術の調査、研究又は指導への従事によって退職した者が法人から退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けていないこと。
- 2 休職の期間の初日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日）が平成 29 年 1 月 1 日前である場合における前項の規定の適用については、同項第 1 号中「休職の期間の初日の前日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日）において、次のいずれにも該当するものであった」とあるのは「次のいずれにも該当することにつき、休職の期間の初日の前日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日）までに、各省各庁の長等（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。）が内閣総理大臣の承認を受けていた」とする。ただし、裁判所職員の休職又は国会職員の休職については、この限りでない。
- 3 休職の期間の初日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日）が平成 18 年 4 月 1 日である場合における第 1 項の規定の適用については、前項の

規定にかかわらず、第1項第1号中「休職の期間の初日の前日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日）において、次のいずれにも該当するものであった」とあるのは「次のいずれにも該当することにつき、休職の期間の初日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日）までに、各省各庁の長等（財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長及び独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。）が内閣総理大臣の承認を受けていた」とする。ただし、裁判所職員の休職又は国会職員の休職については、この限りでない。

第二 国家公務員退職手当法施行令第6条の2関係

1 退職した者の基礎在職期間に施行令第6条の2第1号の特定基礎在職期間が含まれる場合においては、その者は、次の各号に掲げる当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務の区分に応じ、当該特定基礎在職期間において、当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下同じ。）の指定職俸給表の適用を受ける職員が従事する職務、裁判官の職務、検察官の職務及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号。以下「特別職給与法」という。）第1条各号に掲げる特別職の職員（同条第73号に掲げる職員及び第74号に掲げる職員で国会職員の給与等に関する規程（昭和22年10月16日両院議長決定。以下「国会職員給与規程」という。）の特別給料表又は指定職給料表の適用を受ける職員以外のものを除く。）が従事する職務（以下「特定職務」という。） 当該特定基礎在職期間の直前の職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 特定職務以外の職務 当該職務と同種の職務に従事する職員

2 退職した者の基礎在職期間に施行令第6条の2第2号の特定基礎在職期間が含まれる場合においては、その者は、次の各号に掲げる当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務の区分に応じ、当該特定基礎在職期間において、当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 特定職務 当該特定基礎在職期間にその者が現に従事していた職務又は業務が当該特定基礎在職期間を通じておおむね一種類の職員が従事する職務と類似しているものであった場合にあっては当該職員が従事する職務、それ以外の場合にあっては内閣総理大臣が決定する職務に従事する職員

(2) 特定職務以外の職務 当該職務と同種の職務に従事する職員

3 退職した者が前2項の規定により特定基礎在職期間において前2項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び

責任の度に関する事項のうち、職務の級、階級、号俸又は俸給月額については、当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により定める。

- 4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において同項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合に当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額（これに準ずる額を含む。以下この項において「俸給の特別調整額」という。）については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員としての引き続いた在職期間の末日（以下この項において「特定基礎在職期間の直前の日」という。）にその者が占めていた官職に応じた俸給の特別調整額の区分（平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた人事院規則9-17（俸給の特別調整額）第2条に規定する区分及び平成19年4月1日以後適用されている同規則第1条第2項に規定する区分をいう。以下同じ。）と当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日（以下この項において「特定基礎在職期間に連続する日」という。）にその者が占めていた官職に応じた俸給の特別調整額の区分のうちいずれか低い区分による俸給の特別調整額の支給を受けていたものとみなす。

(1) 特定基礎在職期間の直前の日にその者が従事していた職務と特定基礎在職期間に連続する日にその者が従事していた職務が同種のものであること。

(2) 特定基礎在職期間の直前の日及び特定基礎在職期間に連続する日にその者が属する職務の級が同一であり、かつ、その者が俸給の特別調整額の支給を受けていたこと。

- 5 退職した者が第1項及び第2項の規定により特定基礎在職期間においてこれらの項の各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による休職の期間、法人の就業規則等に定められている休職で労働組合業務に専ら従事するためのものの期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間、法人の就業規則等に定められている休業で国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業に相当するものの期間、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間又は法人の就業規則等に定められている休業で国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業に相当するものの期間 施行令第6条第3項第1号に規定する現実に職務をとることを要しない期間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定

による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第５条の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第１項に規定する育児短時間勤務の期間又は法人の就業規則等に定められている短時間勤務で国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第109号）第12条第１項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間 施行令第６条第３項第２号に規定する現実に職務をとることを要しない期間

- (3) 地方公務員法第28条第２項に規定する休職の期間（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。）、同法第27条第２項に基づき条例で規定する休職の期間（地方公務員を施行令第６条で定める法人の業務に従事させるための休職の期間を除く。）、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第２条の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項に規定する育児休業の期間（前号に掲げる期間を除く。）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条の規定による職員派遣の期間、法人の就業規則等に定められている休職の期間（第１号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。）若しくは停職の期間（これに相当する出勤停止の期間を含む。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第５条の規定による育児休業の期間（前号に掲げる期間を除く。） 施行令第６条第３項第３号に規定する現実に職務をとることを要しない期間

第三 国家公務員退職手当法施行令別表第１関係

- 1 施行令別表第１イの表第１号区分の項第10号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、別表第１イの表第１号区分の項各号、別表第２イの表第１号区分の項各号、別表第６イの表第１号区分の項、別表第９イの表第１号区分の項及び別表第14イの表第１号区分の項各号に掲げる者とする。
- 2 施行令別表第１イの表第２号区分の項第13号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、別表第１イの表第２号区分の項各号、別表第２イの表第２号区分の項各号、別表第６イの表第２号区分の項各号、別表第６ロの表第２号区分の項、別表第９イの表第２号区分の項及び別表第14イの表第２号区分の項に掲げる者とする。
- 3 施行令別表第１イの表第３号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 施行令別表第１イの表第３号区分の項第８号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成８年４月以後平成18年３月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち、陸将補、海将補又は空将補以上の階級にあった期間が30月を超えていたもの
 - (2) 施行令別表第１イの表第３号区分の項第９号に規定する内閣総理大臣の定めるもの

別表第1イの表第3号区分の項各号、別表第2イの表第3号区分の項、別表第6イの表第3号区分の項各号及び別表第6ロの表第3号区分の項に掲げる者

4 施行令別表第1イの表第4号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第6号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたものとする。
- (2) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたものであり、かつ、平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた一般職給与法（以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法」という。）第19条の4第4項又は平成13年4月1日から平成16年10月27日までの間に適用されていた一般職給与法（以下「平成13年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法」という。）第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (3) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたものであり、かつ、平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (4) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

- (5) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第10号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたものであり、かつ、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (6) 施行令別表第1イの表第4号区分の項第21号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第1イの表第4号区分の項各号、別表第2イの表第4号区分の項各号、別表第3イの表第4号区分の項、別表第4イの表第4号区分の項、別表第5イの表第4号区分の項、別表第6イの表第4号区分の項各号、別表第6ロの表第4号区分の項各号、別表第7イの表第4号区分の項、別表第8イの表第4号区分の項、別表第9イの表第4号区分の項各号、別表第11イの表第4号区分の項、別表第13イの表第4号区分の項、別表第14イの表第4号区分の項各号及び別表第15イの表第4号区分の項に掲げる者
- 5 施行令別表第1イの表第5号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 施行令別表第1イの表第5号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (2) 施行令別表第1イの表第5号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (3) 施行令別表第1イの表第5号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額

に100分の20の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

(4) 施行令別表第1イの表第5号区分の項第10号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

(5) 施行令別表第1イの表第5号区分の項第20号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第1イの表第5号区分の項各号、別表第2イの表第5号区分の項各号、別表第3イの表第5号区分の項、別表第4イの表第5号区分の項、別表第5イの表第5号区分の項、別表第6イの表第5号区分の項各号、別表第6ロの表第5号区分の項各号、別表第7イの表第5号区分の項各号、別表第8イの表第5号区分の項各号、別表第9イの表第5号区分の項各号、別表第10イの表第5号区分の項、別表第11イの表第5号区分の項、別表第13イの表第5号区分の項、別表第14イの表第5号区分の項及び別表第15イの表第5号区分の項に掲げる者

6 施行令別表第1イの表第6号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1イの表第6号区分の項第6号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の20以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

(2) 施行令別表第1イの表第6号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の16の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

(3) 施行令別表第1イの表第6号区分の項第24号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第1イの表第6号区分の項、別表第2イの表第6号区分の項各号、別表第3イの表第6号区分の項、別表第4イの表第6号区分の項、別表第5イの表第6号区分の項、別表第6イの表第6号区分の項各号、別表第6ロの表第6号区分の項各号、別表第7イの表第6号区分の項各号、別表第8イの表第6号区分の項各号、別表第9イの表第6号区分の項各号、別表第10イの表第6号区分の項、別表第11イの表第6号区分の項各号、別

表第12イの表第6号区分の項、別表第13イの表第6号区分の項、別表第14イの表第6号区分の項各号及び別表第15イの表第6号区分の項に掲げる者

7 施行令別表第1イの表第7号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1イの表第7号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の15であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

(2) 施行令別表第1イの表第7号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の15であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

(3) 施行令別表第1イの表第7号区分の項第24号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第1イの表第7号区分の項、別表第2イの表第7号区分の項各号、別表第3イの表第7号区分の項、別表第4イの表第7号区分の項、別表第5イの表第7号区分の項、別表第6イの表第7号区分の項各号、別表第6ロの表第7号区分の項各号、別表第7イの表第7号区分の項各号、別表第8イの表第7号区分の項各号、別表第9イの表第7号区分の項各号、別表第10イの表第7号区分の項各号、別表第11イの表第7号区分の項各号、別表第12イの表第7号区分の項、別表第13イの表第7号区分の項、別表第14イの表第7号区分の項各号及び別表第15イの表第7号区分の項に掲げる者

8 施行令別表第1イの表第8号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第2号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、3人以上の職種の長（平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の行政職俸給表(二)級別標準職務表に規定する電話交換手の組長、作業船の船長、機関長、甲板長若しくは操機長、一般技能職員の職長、家政職員の主任、車庫長又は守衛長若しくは巡視長（人事院規則が適用される者以外の者でこれらに準ずるものを含む。）であって、これらの職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2人の職種の長と当該2人の職種の長の

直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2人の職種（の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）

- (2) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第3号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の10以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）
の支給を受けていたもの
- (3) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第14号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の10以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）
の支給を受けていたもの
- (4) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第15号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の12以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）
の支給を受けていたもの
- (5) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第17号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成12年1月以後平成18年3月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成12年1月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の12以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）
の支給を受けていたもの
- (6) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第22号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、同表の1級の欄7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもので、かつ、平成8年4月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月1日から平成9年12月31日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令（防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第3号）第7条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）をいう。以下同じ。）第12条の5第2項又は平成10年1月1日から平成13年1月5日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令（以下「平成10年1月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法施行令」という。）第

12条の6第2項に規定する割合が100分の9であったものの支給を受ける者であったもの

(7) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第23号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成13年1月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、同表の1級の欄7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもので、かつ、平成13年1月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成13年1月6日から平成18年3月31日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令(以下「平成13年1月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法施行令」という。)第12条の6第2項に規定する割合が100分の9であったものの支給を受ける者であったもの

(8) 施行令別表第1イの表第8号区分の項第28号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2イの表第8号区分の項各号、別表第3イの表第8号区分の項、別表第4イの表第8号区分の項、別表第5イの表第8号区分の項、別表第6イの表第8号区分の項各号、別表第6ロの表第8号区分の項各号、別表第7イの表第8号区分の項各号、別表第8イの表第8号区分の項各号、別表第9イの表第8号区分の項各号、別表第10イの表第8号区分の項各号、別表第11イの表第8号区分の項各号、別表第12イの表第8号区分の項、別表第13イの表第8号区分の項、別表第14イの表第8号区分の項各号及び別表第15イの表第8号区分の項に掲げる者

9 施行令別表第1イの表第9号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1イの表第9号区分の項第5号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもののうち、皇宮警部補以上の階級にあった期間が156月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が24月を超える入国警備官であったもの

(2) 施行令別表第1イの表第9号区分の項第23号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成8年4月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月1日から平成9年12月31日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令第12条の5第2項又は平成10年1月以後平成13年1月以前の旧防衛庁給与法施行令第12条の6第2項に規定する割合が100分の9であったものの支給を受ける者であったもの

(3) 施行令別表第1イの表第9号区分の項第24号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成13年1月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成13年1月以後平成18

年 3 月以前の旧防衛庁給与法第18条の 2 第 1 項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成13年 1 月以後平成18年 3 月以前の旧防衛庁給与法施行令第12条の 6 第 2 項に規定する割合が100分の 9 であったものの支給を受ける者であったもの

(4) 施行令別表第 1 イの表第 9 号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年 3 月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年 3 月以前の旧防衛庁給与法第18条の 2 第 1 項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成16年10月28日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令（以下「平成16年10月以後平成18年 3 月以前の旧防衛庁給与法施行令」という。）第12条の 6 第 2 項に規定する割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの

(5) 施行令別表第 1 イの表第 9 号区分の項第28号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第 2 イの表第 9 号区分の項各号、別表第 3 イの表第 9 号区分の項各号、別表第 4 イの表第 9 号区分の項、別表第 5 イの表第 9 号区分の項、別表第 6 イの表第 9 号区分の項各号、別表第 6 ロの表第 9 号区分の項各号、別表第 7 イの表第 9 号区分の項各号、別表第 9 イの表第 9 号区分の項各号、別表第10イの表第 9 号区分の項各号、別表第11イの表第 9 号区分の項各号、別表第12イの表第 9 号区分の項、別表第13イの表第 9 号区分の項、別表第14イの表第 9 号区分の項各号及び別表第15イの表第 9 号区分の項に掲げる者

10 施行令別表第 1 イの表第10号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第 1 イの表第10号区分の項第 2 号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(ニ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち、昭和60年 6 月30日以前に適用されていた一般職給与法（以下「昭和60年 6 月以前の一般職給与法」という。）の行政職俸給表(ニ)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が 2 等級以上の等級であった期間を有するもの又は昭和60年 7 月 1 日以後適用されている一般職給与法（以下「昭和60年 7 月以後の一般職給与法」という。）の行政職俸給表(ニ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの

(2) 施行令別表第 1 イの表第10号区分の項第 5 号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の一般職給与法の公安職俸給表(ハ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち、副看守長以上の階級にあった期間が60月を超える刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が60月を超える入国警備官であったもの

(3) 施行令別表第 1 イの表第10号区分の項第11号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成 8 年 4 月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち、平成 8 年 4 月以後平成16年10月以前の一般職給与法第10条の 2 第 1 項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月

額に100分の12以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

(4) 施行令別表第1イの表第10号区分の項第12号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(ニ)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の12以上の支給割合を乗じて得た額であるもの（これに準ずる額を含む。）の支給を受けていたもの

(5) 施行令別表第1イの表第10号区分の項第16号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの又は昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの

(6) 施行令別表第1イの表第10号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成16年10月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成16年10月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成16年10月以後平成18年3月以前の旧防衛庁給与法施行令第12条の6第2項に規定する割合が100分の5であったものの支給を受ける者であったもの

(7) 施行令別表第1イの表第10号区分の項第28号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2イの表第10号区分の項各号、別表第3イの表第10号区分の項各号、別表第4イの表第10号区分の項、別表第5イの表第10号区分の項各号、別表第6イの表第10号区分の項各号、別表第6ロの表第10号区分の項各号、別表第7イの表第10号区分の項各号、別表第8イの表第10号区分の項各号、別表第9イの表第10号区分の項各号、別表第10イの表第10号区分の項各号、別表第11イの表第10号区分の項各号、別表第12イの表第10号区分の項、別表第13イの表第10号区分の項、別表第14イの表第10号区分の項各号及び別表第15イの表第10号区分の項に掲げる者

11 施行令別表第1ロの表第1号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、別表第1ロの表第1号区分の項各号、別表第2ロの表第1号区分の項各号、別表第9ロの表第1号区分の項及び別表第14ロの表第1号区分の項に掲げる者とする。

12 施行令別表第1ロの表第2号区分の項第12号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、別表第1ロの表第2号区分の項各号、別表第2ロの表第2号区分の項各号、別表第3ロの表第2号区分の項、別表第6ハの表第2号区分の項、別表第9ロの表第2号区分の項及び別表第14ロの表第2号区分の項各号に掲げる者とする。

13 施行令別表第1ロの表第3号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施行令別表第1口の表第3号区分の項第15号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち、陸将補、海将補又は空将補以上の階級にあった期間が30月を超えていたもの
- (1の2) 施行令別表第1口の表第3号区分の項第15号の2に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成19年1月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち、陸将補、海将補又は空将補以上の階級にあった期間が30月を超えていたもの
- (2) 施行令別表第1口の表第3号区分の項第16号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第1口の表第3号区分の項各号、別表第2口の表第3号区分の項各号、別表第3口の表第3号区分の項各号、別表第4口の表第3号区分の項、別表第5口の表第3号区分の項、別表第6ハの表第3号区分の項、別表第7口の表第3号区分の項各号、別表第14口の表第3号区分の項及び別表第15口の表第3号区分の項に掲げる者
- 14 施行令別表第1口の表第4号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 施行令別表第1口の表第4号区分の項第6号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が一種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
- (2) 施行令別表第1口の表第4号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が一種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）であり、かつ、平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (3) 施行令別表第1口の表第4号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が一種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
- (4) 施行令別表第1口の表第4号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が一種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）であり、かつ、平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
- (5) 施行令別表第1口の表第4号区分の項第19号に規定する内閣総理大臣の定めるもの

別表第2口の表第4号区分の項各号、別表第3口の表第4号区分の項、別表第4口の表第4号区分の項、別表第5口の表第4号区分の項、別表第6ハの表第4号区分の項各号、別表第7口の表第4号区分の項、別表第8口の表第4号区分の項各号、別表第9口の表第4号区分の項各号、別表第11口の表第4号区分の項、別表第14口の表第4号区分の項各号及び別表第15口の表第4号区分の項に掲げる者

15 施行令別表第1口の表第5号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1口の表第5号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

(2) 施行令別表第1口の表第5号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が二種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）

(3) 施行令別表第1口の表第5号区分の項第9号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

(4) 施行令別表第1口の表第5号区分の項第18号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第5号区分の項各号、別表第3口の表第5号区分の項各号、別表第4口の表第5号区分の項、別表第5口の表第5号区分の項、別表第6ハの表第5号区分の項各号、別表第7口の表第5号区分の項各号、別表第8口の表第5号区分の項各号、別表第9口の表第5号区分の項各号、別表第10口の表第5号区分の項、別表第11口の表第5号区分の項、別表第13口の表第5号区分の項、別表第14口の表第5号区分の項、別表第15口の表第5号区分の項及び別表第16の表第5号区分の項に掲げる者

16 施行令別表第1口の表第6号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1口の表第6号区分の項第6号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が一種又は二種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）

(2) 施行令別表第1口の表第6号区分の項第8号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職

務の級が5級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が三種の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）

- (3) 施行令別表第1口の表第6号区分の項第22号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第6号区分の項各号、別表第3口の表第6号区分の項各号、別表第4口の表第6号区分の項、別表第5口の表第6号区分の項別表第6ハの表第6号区分の項各号、別表第7口の表第6号区分の項各号、別表第8口の表第6号区分の項各号、別表第9口の表第6号区分の項各号、別表第10口の表第6号区分の項、別表第11口の表第6号区分の項各号、別表第12口の表第6号区分の項、別表第13口の表第6号区分の項、別表第14口の表第6号区分の項各号、別表第15口の表第6号区分の項及び別表第16の表第6号区分の項各号に掲げる者

- 17 施行令別表第1口の表第7号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施行令別表第1口の表第7号区分の項第7号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の15であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの

- (2) 施行令別表第1口の表第7号区分の項第22号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第7号区分の項各号、別表第3口の表第7号区分の項各号、別表第4口の表第7号区分の項、別表第5口の表第7号区分の項、別表第6ハの表第7号区分の項各号、別表第7口の表第7号区分の項各号、別表第8口の表第7号区分の項各号、別表第9口の表第7号区分の項各号、別表第10口の表第7号区分の項各号、別表第11口の表第7号区分の項各号、別表第12口の表第7号区分の項、別表第13口の表第7号区分の項、別表第14口の表第7号区分の項各号、別表第15口の表第7号区分の項及び別表第16の表第7号区分の項各号に掲げる者

- 18 施行令別表第1口の表第8号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第2号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、3人以上の職種の長（平成18年4月1日以後適用されている人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の行政職俸給表(二)級別標準職務表に規定する電話交換手の組長、作業船の船長、機関長、甲板長若しくは操機長、一般技能職員の職長、家政職員の主任、車庫長又は守衛長若しくは巡視長（人事院規則が適用される者以外の者でこれらに準ずるものを含む。）であって、これらの職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2人の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2人の職種の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その

事実が発令内容等から確認できるものに限る。)

- (2) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第3号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が五種又は五種より高い区分の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
 - (3) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第12号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が五種又は五種より高い区分の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
 - (4) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第13号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が四種又は四種より高い区分の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
 - (5) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第15号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が四種又は四種より高い区分の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
 - (6) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第20号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、同表の1級の欄7号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもので、かつ、平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月1日から同年7月30日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令（以下「平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法施行令」という。）第12条の6第2項に規定する割合が100分の9であったものの支給を受ける者であったもの
 - (7) 施行令別表第1口の表第8号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第8号区分の項各号、別表第3口の表第8号区分の項各号、別表第4口の表第8号区分の項、別表第5口の表第8号区分の項、別表第6ハの表第8号区分の項各号、別表第7口の表第8号区分の項各号、別表第8口の表第8号区分の項各号、別表第9口の表第8号区分の項各号、別表第10口の表第8号区分の項各号、別表第11口の表第8号区分の項各号、別表第12口の表第8号区分の項、別表第13口の表第8号区分の項、別表第14口の表第8号区分の項各号、別表第15口の表第8号区分の項及び別表第16の表第8号区分の項各号に掲げる者
- 19 施行令別表第1口の表第9号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 施行令別表第1口の表第9号区分の項第5号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、皇宮警部補以上の階級にあった期間が156月を超

える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が24月を超える入国警備官であったもの

(2) 施行令別表第1口の表第9号区分の項第21号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後同年7月以前の旧防衛庁給与法施行令第12条の6第2項に規定する割合が100分の9であったものの支給を受ける者であったもの

(3) 施行令別表第1口の表第9号区分の項第22号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月1日から平成19年1月8日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法施行令（以下「平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法施行令」という。）第12条の6第2項に規定する割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの

(3の2) 施行令別表第1口の表第9号区分の項第22号の2に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成19年1月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成19年1月以後の防衛省給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成19年1月9日以後適用されている防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「平成19年1月以後の防衛省給与法施行令」という。）第12条の6第2項に規定する割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの

(4) 施行令別表第1口の表第9号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第9号区分の項各号、別表第3口の表第9号区分の項各号、別表第4口の表第9号区分の項、別表第5口の表第9号区分の項、別表第6ハの表第9号区分の項各号、別表第7口の表第9号区分の項各号、別表第9口の表第9号区分の項各号、別表第10口の表第9号区分の項各号、別表第11口の表第9号区分の項各号、別表第12口の表第9号区分の項、別表第13口の表第9号区分の項、別表第14口の表第9号区分の項各号、別表第15口の表第9号区分の項及び別表第16の表第9号区分の項各号に掲げる者

20 施行令別表第1口の表第10号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第2号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの又は昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期

間が合わせて120月を超えていたもの

- (2) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第5号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、副看守長以上の階級にあった期間が60月を超える
刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が60月を超える入国警備官であったもの
- (3) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第10号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、俸給の特別調整額の区分が四種又は四種より高い
区分の官職を占めていたもの（これに準ずるものを含む。）
- (4) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第14号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの又は昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの
- (5) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第22号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後平成19年1月以前の旧防衛庁給与法施行令第12条の6第2項に規定する割合が100分の5であったものの支給を受ける者であったもの
- (5の2) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第22号の2に規定する内閣総理大臣の定めるもの
平成19年1月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、平成19年1月以後の防衛省給与法第18条の2第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成19年1月以後の防衛省給与法施行令第12条の6第2項に規定する割合が100分の5であったものの支給を受ける者であったもの
- (6) 施行令別表第1口の表第10号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの
別表第2口の表第10号区分の項各号、別表第3口の表第10号区分の項各号、別表第4口の表第10号区分の項、別表第5口の表第10号区分の項各号、別表第6ハの表第10号区分の項各号、別表第7口の表第10号区分の項各号、別表第8口の表第10号区分の項各号、別表第9口の表第10号区分の項各号、別表第10口の表第10号区分の項各号、別表第11口の表第10号区分の項各号、別表第12口の表第10号区分の項、別表第13口の表第10号区分の項、別表第14口の表第10号区分の項各号、別表第15口の表第10号区分の項及び別表第16の表第10号区分の項に掲げる者

第四 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条

関係

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置令」という。）第2条に規定する俸給月額、退職した者で国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）附則第3条第2項第8号及び第9号並びに経過措置令第1条の2第1項第2号に掲げる者であったものが第二の第1項及び第2項の規定により同法の施行の日の前日を含む特定基礎在職期間においてこれらの項の各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により計算した場合にその者が同日において受けるべき俸給月額とする。

附 則

施行令別表第1ロの表第10号区分の項各号に規定する内閣総理大臣の定めるものは、第三第20項各号に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 施行令別表第1ロの表第10号区分の項第2号に規定する内閣総理大臣の定めるもの 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、国立ハンセン病療養所に勤務する看護助手（総看護師長室に勤務する看護助手を除く。）であったもの（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）
- (2) 施行令別表第1ロの表第10号区分の項第14号に規定する内閣総理大臣の定めるもの 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、国立ハンセン病療養所に勤務する看護師（総看護師長室に勤務する看護師を除く。）であったもの（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）
- (3) 施行令別表第1ロの表第10号区分の項第25号に規定する内閣総理大臣の定めるもの 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、国立ハンセン病療養所に勤務する看護助手（総看護師長室に勤務する看護助手を除く。）であったもの（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）又は平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、国立ハンセン病療養所に勤務する准看護師（総看護師長室に勤務する准看護師を除く。）であったもの（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）

別表第一 特別の事情による俸給月額を受けていた者等であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の裁判官報酬法第15条の規定の適用を受けていた判事であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の特別職給与法第3条第2項の規定の適用を受けていた者 (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の特別職給与法第3条第3項の規定の適用を受けていた者で平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の特別職給与法第4条第2項の規定の適用を受けていた者 (5) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第146号）附則第2項又は第3項（以下「平成16年特別職給与法第146号附則」という。）の規定の適用を受けていた者 (6) 平成9年6月以後平成18年3月以前の任期付研究員法第6条第4項の規定の適用を受けていた者で平成9年6月4日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職給与法（以下「平成9年6月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (7) 平成12年11月以後平成18年3月以前の任期付職員法第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成12年11月27日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職給与法（以下「平成12年11月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (8) 平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（平成14年法律第19号）第6条の規定の適用を受けていた者
第2号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の裁判官報酬法第15条の規定の適用を受けていた簡易裁判所判事であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の特別職給与法第3条第3項の規定の適用を受けていた者で平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表9号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの (3) 平成8年4月1日から平成14年11月30日までの間において適用されていた特別職給与法（以下「平成8年4月以後平成14年11月以前の特別職給与法」という。）附則第3項の規定の適用を受けていた者で平成8年4月1日から平成14年11月30

	日までの間において適用されていた一般職給与法（以下「平成８年４月以後平成14年11月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表４号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (4) 平成14年12月以後平成18年３月以前の特別職給与法附則第３項の規定の適用を受けていた者で平成14年12月１日から平成18年３月31日までの間において適用されていた一般職給与法（以下「平成14年12月以後平成18年３月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表４号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (5) 平成９年６月以後平成18年３月以前の任期付研究員法第６条第４項の規定の適用を受けていた者で平成９年６月以後平成18年３月以前の一般職給与法の指定職俸給表９号俸の俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの (6) 平成12年11月以後平成18年３月以前の任期付職員法第７条第３項の規定の適用を受けていた者で平成12年11月以後平成18年３月以前の一般職給与法の指定職俸給表９号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの
第３号区分	(1) 平成８年４月以後平成18年３月以前の検察官俸給法第９条の規定の適用を受けていた者 (2) 平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法附則第３項の規定の適用を受けていた者で平成８年４月以後平成14年11月以前の一般職給与法の指定職俸給表４号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの（平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法別表第３に掲げる８号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる７号俸の俸給月額との差額の３倍に相当する額を超え８倍に相当する額を超えない範囲内の額を加えた額の俸給月額を受けていたものに限る。） (3) 平成14年12月以後平成18年３月以前の特別職給与法附則第３項の規定の適用を受けていた者で平成14年12月以後平成18年３月以前の一般職給与法の指定職俸給表４号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの
第４号区分	(1) 平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法第３条第５項又は附則第３項の規定の適用を受けていた者で平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法別表第３に掲げる８号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる７号俸の俸給月額との差額の２倍又は３倍に相当する額を加えた額の俸給月額を受けていたもの (2) 平成８年４月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表四の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの
第５号区分	(1) 平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法第３条第５項又は附則第３項の規定の適用を受けていた者で平成８年４月以後平成14年11月以前の特別職給与法別表第３に掲げる８号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる７号俸の俸給月額との差額を加えた額の俸給月額を受けていたもの (2) 平成８年４月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表四の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもののうち、平成８年４月以

	後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の20であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
第6号区分	平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表四の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（その者の職務が教授であり、かつ、学科の長（これに準ずる者を含む。）であったものに限る。）のうち、平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成8年4月以後平成13年3月以前の一般職給与法第19条の4第4項又は平成13年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法第19条の4第5項に規定する人事院規則で定める割合が100分の15であったもの（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける者であったもの
第7号区分	平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表四の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第2号及び第6号区分の項に掲げる者を除く。）

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第116号）附則第2条第1項の規定の適用を受けていた者 (2) 平成18年4月以後の特別職給与法第3条第2項の規定の適用を受けていた者 (3) 平成18年4月以後の特別職給与法第3条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (4) 平成18年4月以後適用されている特別職給与法第4条第2項の規定の適用を受けていた者 (5) 平成18年4月1日以後適用されている平成16年特別職給与法第146号附則の規定の適用を受けていた者 (6) 平成18年4月以後の任期付研究員法第6条第4項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (7) 平成18年4月以後の任期付職員法第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (8) 平成18年4月1日以後適用されている二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法第6条の規定の適用を受けていた者
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の裁判官報酬法第15条の規定の適用を受けていた簡易裁判所判事

	(2) 平成18年4月以後の特別職給与法第3条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの (3) 平成18年4月以後の特別職給与法附則第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表1号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの (4) 平成18年4月以後の任期付研究員法第6条第4項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの (5) 平成18年4月以後の任期付職員法第7条第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表6号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の検察官俸給法第9条の規定の適用を受けていた者 (2) 平成18年4月以後の特別職給与法附則第3項の規定の適用を受けていた者で平成18年4月以後の一般職給与法の指定職俸給表1号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの

別表第2 国会職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた国会職員給与規程（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程」という。）の特別給料表の適用を受けていた者で同表各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項3号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で同表9号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項の適用を受けていた者で同項1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で同表4号給から8号給までの給料月額を受けていたもの
第3号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で同表1号給から3号給までの給料月額を受けていたもの
第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成14年11月30日までの間において適用されていた国会職員給与規程（以下「平成8年4月以後平成14年11月以前の国会職員給与規程」という。）第1条第13項の適用を受けていた者で平成8年4月以後平成14年11月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項に掲げる8号給の給料月額にその額と同項に掲げる7号給

	の給料月額との差額の2倍又は3倍に相当する額を加えた額の給料月額を受けていたもの (2) 平成14年12月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた国会職員給与規程（以下「平成14年12月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程」という。）の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項10号給又は11号給の給料月額を受けていたもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	(1) 平成8年4月以後平成14年11月以前の国会職員給与規程第1条第13項の適用を受けていた者で平成8年4月以後平成14年11月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項に掲げる8号給の給料月額にその額と同項に掲げる7号給の給料月額との差額を加えた額の給料月額を受けていたもの (2) 平成14年12月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項9号給の給料月額を受けていたもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項5号給から8号給までの給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第7号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項3号給又は4号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第8号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の議院警察職給料表の

	適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第9号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項2号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第10号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項1号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月30日以前に適用されていた国会職員給与規程（以下「昭和60年6月以前の国会職員給与規程」という。）の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの若しくは昭和60年7月1日以後適用されている国会職員給与規程（以下「昭和60年7月以後の国会職員給与規程」という。）の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級若しくは5級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている国会職員給与規程（以下「平成18年4月以後の国会職員給与規程」という。）の特別給料表の適用を受けていた者で同表各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項3号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
-------	--

	(3) 平成20年4月1日以後適用されている特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程」という。）第2条第3項の適用を受けていた者で平成18年4月以後の国会職員給与規程の指定職給料表6号給の給料月額に相当する額以上の給料月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項の適用を受けていた者で同項1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で同表1号給から5号給までの給料月額を受けていたもの (3) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの (4) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第3項の適用を受けていた者で平成18年4月以後の国会職員給与規程の指定職給料表6号給の給料月額に相当する額に満たない給料月額を受けていたもの
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項12号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項10号給又は11号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (3) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項9号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項5号給から8号給までの給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

	(3) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項3号給又は4号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、3人以上の職種の長（平成18年4月1日以後適用されている国会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する件（昭和32年11月11日両院議長協議決定）の行政職給料表(二)級別標準職務表に規定する電話交換手の組長、一般技能職員の職長又は車庫長であって、これらの職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2人の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2人の職種の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。） (3) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 平成20年4月以後の特定任期付職員給与特例規程第2条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項2号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。）

	(4) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の特別給料表各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項の適用を受けていた者で同項1号給の給料月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの若しくは昭和60年7月以後の国会職員給与規程の行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級であったもの (4) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の速記職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成18年4月以後の国会職員給与規程の議院警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第3 独立行政法人国立公文書館の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立公文書館職員給与規程（平成13年4月1日規程第2号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程」という。）の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第7号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第8号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

	(2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第10号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成13年4月1日以後適用されている独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「平成13年4月以後の国立公文書館給与規程」という。）の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級若しくは5級であったもの (3) 平成13年4月以後平成18年3月以前の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「平成18年4月以後の国立公文書館給与規程」という。）の特別俸給表の適用を受けていた者
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成18年4月以後の国立公文書館給与規程第14条第1項第2号に掲げる職にあったもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成18年4月以後の国立公文書館給与規程第14条第1項第3号に掲げる職にあったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

	(2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第2号及び第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
第8号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成13年4月以後の国立公文書館給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級であったもの (3) 平成18年4月以後の国立公文書館給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの

別表第4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（平成14年4月1日駐労規第12号。以下「平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則」という。）の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

第7号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第8号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第10号区分	平成14年4月以後平成18年3月以前の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第3号区分	平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則」という。）の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	平成18年4月以後の駐留軍労務管理機構給与規則の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第5 独立行政法人統計センターの職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人統計センター職員給与規程（平成15年4月1日統計センター規程第16号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程」という。）の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

第7号区分	平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第8号区分	平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第10号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の統計センター給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成15年4月1日以後適用されている独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「平成15年4月以後の統計センター給与規程」という。）の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級若しくは5級であったもの

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「平成18年4月以後の統計センター給与規程」という。）の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) 平成29年4月1日以後適用されている独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「平成29年4月以後の統計センター給与規程」という。）の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 平成29年4月以後の統計センター給与規程の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成29年4月以後の統計センター給与規程の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成29年4月以後の統計センター給与規程の専門スタッフ職俸給表の適用を

	受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後の統計センター給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後の統計センター給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成15年4月以後の統計センター給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級であったもの (3) 平成23年11月1日以後適用されている独立行政法人統計センター職員給与規程の第2号任期付研究員俸給表の適用を受けていた者

別表第6 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成15年4月1日から平成15年9月30日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第54条第2項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成15年4月以後平成15年9月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の特別指定職俸給表の適用を受けていた者で同表9号俸の俸給月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成15年4月以後平成15年9月以前の旧郵政公社給与基準の特別指定職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもの (2) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法第54条第2項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成15年10月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
第3号区分	(1) 平成15年4月以後平成15年9月以前の旧郵政公社給与基準の特別指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの

	(2) 平成15年10月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの
第4号区分	(1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法第54条第2項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (3) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医務管理職群の表病院の項に規定する院長又は副院長の官職にあったもの
第6号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第7号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
第8号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は3-Ⅱ級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、3-Ⅱ級又は4級であ

	ったもの (3) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (4) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第9号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の専門職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの (6) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第10号区分	(1) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の内務職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち同級31号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの又は6級、7級若しくは8級であったもの (2) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の外務職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち同級31号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの又は6級、7級若しくは8級であったもの (3) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の事務職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級、5級又は6級であったもの (4) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の専門職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (5) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（同級58号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の

	級であった期間を有するもの若しくは平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(三)の表加入者福祉施設の項及びその他組織の項に規定する准看護師の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は4級、5級若しくは6級であったもの (7) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(四)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（同級58号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が4等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(四)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(四)の表各組織の項に規定する医療補助職の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は4級、5級若しくは6級であったもの (8) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の技能職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (9) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (10) 平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
--	--

ロ 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法第54条第2項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
第3号区分	平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの
第4号区分	(1) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別

	俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの
第５号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級又は７級であったもの (3) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもののうち、平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医務管理職群の表加入者福祉施設の項に規定する所長、同表病院の項に規定する院長、副院長若しくは部長又は同表郵政健康管理センターの項に規定する所長の官職にあったもの
第６号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの（第５号区分の項第３号に掲げる者を除く。） (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの
第７号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち、平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準俸給の調整額の概要の職能調整額（以下「平成16年４月以後平成18年３月以前の職能調整額」という。）の支給を受けていたもの (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (3) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (4) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの (5) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの
第８号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (3) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級及び４級であったもの (4) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が１級であったもの
第９号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の企画職群級別俸給

	表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（第７号区分の項第１号に掲げる者を除く。） (3) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が１級であったもの (4) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が１級又は２級であったもの (5) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの (6) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が１級であったもの
第10号区分	(1) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の一般職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級又は４級であったもの (2) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の企画職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級又は４級であったもの (3) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (4) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（平成16年４月以後平成18年３月以前の職能調整額の支給を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年６月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が３等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年７月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級以上の級であった期間を有するもの、平成15年４月以後平成16年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年４月以後平成16年３月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(三)の表加入者福祉施設の項及びその他組織の項に規定する准看護師の官職にあった期間を除く。）を有するもの若しくは平成16年４月１日から平成19年９月30日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条の規定による廃止前の日本郵政公社法第54条第２項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成16年４月以後平成19年９月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成16年４月以後平成19年９月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医療職群(三)の表各組織の項に規定する准看護師の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は３級若しくは４級であったもの (5) 平成16年４月以後平成18年３月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸

	給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（平成16年4月以後平成18年3月以前の職能調整額の支給を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が4等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(四)の表各組織の項に規定する医療補助職の官職にあった期間を除く。）を有するもの若しくは平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸給表の適用を受けていた期間（平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医療職群(四)の表の各組織の項に規定する医療補助職の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は3級若しくは4級であったもの (6) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の技能職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (7) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
--	--

ハ 平成18年4月1日以後平成19年9月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間において適用されていた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法第54条第2項の規定に基づく職員の給与の支給の基準（以下「平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準」という。）の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
第3号区分	平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の参事職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別

	俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医務管理職群の表加入者福祉施設の項に規定する所長、同表病院の項に規定する院長、副院長若しくは部長又は同表郵政健康管理センターの項に規定する所長の官職にあったもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準俸給の調整額の概要の職能調整額（以下「平成18年4月以後平成19年9月以前の職能調整額」という。）の支給を受けていたもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級及び4級であったもの (4) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医務管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の企画職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(一)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

	(4) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの (5) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (6) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療管理職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の一般職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の企画職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(二)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（平成18年4月以後平成19年9月以前の職能調整額の支給を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(三)の表加入者福祉施設の項及びその他組織の項に規定する准看護師の官職にあった期間を除く。）を有するもの若しくは平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群(三)級別俸給表の適用を受けていた期間（平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医療職群(三)の表各組織の項に規定する准看護師の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は3級若しくは4級であったもの (5) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（平成18年4月以後平成19年9月以前の職能調整額の支給を受けていた者に限る。）のうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が4等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸給表の適用を受けていた期間（平成15年4月以後平成16年3月以前の旧郵政公社給与基準の級別区分の基準医療職群(四)の表各組織の項に規定する医療補助職の官職にあった期間を除く。）を有する

	もの若しくは平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の医療職群四級別俸給表の適用を受けていた期間（平成16年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の職務による級別区分の基準医療職群四の表各組織の項に規定する医療補助職の官職にあった期間を除く。）を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は3級若しくは4級であったもの (6) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の技能職群級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (7) 平成18年4月以後平成19年9月以前の旧郵政公社給与基準の管理職群(三)級別俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
--	--

別表第7 独立行政法人造幣局の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表
(第三関係)

イ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人造幣局職員給与規程（昭和45年3月25日造幣局訓令第11号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程」という。）の一般職指定等級に格付けされていた者
第5号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職特別等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の研究職特別等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の工芸職特別等級に格付けされていた者
第6号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職特1等級に格付けされていた者又は1等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程第26条第1項に規定する管理職手当の支給を受けていたもの (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の研究職1等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程第26条第1項に規定する管理職手当でその俸給月額に対する割合が100分の20であるものの支給を受けていたもの (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療職1等級に格付けされていた者
第7号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職1等級に格付けされていた者（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。）又は2等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の研究職1等級に格付けされていた者（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）又は2等級に格付け

	されていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の工芸職1等級又は2等級に格付けされていた者 (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療職2等級に格付けされていた者
第8号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職3等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の職種等級別標準官職表に規定する課長補佐（これに相当する官職を含む。）の官職にあったもの (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の技能職特別等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療職3等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の職種等級別標準官職表に規定する診療所長の官職にあったもの
第9号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職3等級に格付けされていた者（第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の研究職3等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の工芸職3等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の技能職特1等級に格付けされていた者 (5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療職3等級に格付けされていた者（第8号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (6) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療看護職1等級に格付けされていた者
第10号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の一般職4等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の研究職3等級に格付けされていた者（第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の工芸職3等級に格付けされていた者（第9号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の技能職1等級又は2等級に格付けされていた者

	(5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程の医療看護職2等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の5であったものの支給を受ける者であったもの
--	--

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人造幣局職員給与規程（以下「平成18年4月以後の造幣局給与規程」という。）の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の工芸職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち、平成18年4月以後の造幣局給与規程第26条第1項に規定する管理職手当の支給を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの (3) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の工芸職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成24年4月1日以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で任期付職員法第7条第1項の俸給表3号俸の俸給月額に相当する額の俸給月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成18年4月以後平成25年3月以前の造幣局給与規程の職種級別標準官職表に規定する課長補佐

	(これに相当する官職を含む。)の官職にあったもの (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成18年4月以後の造幣局給与規程の職種級別標準官職表に規定する診療所長の官職にあったもの (4) 平成24年4月1日以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で任期付職員法第7条第1項の俸給表3号俸の俸給月額に相当する額に満たない俸給月額を受けていたもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。) (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成18年4月以後の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの (3) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の工芸職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成18年4月以後の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の10であったものの支給を受ける者であったもの (4) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第8号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (6) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療看護職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の一般職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の工芸職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第9号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (5) 平成18年4月以後の造幣局給与規程の医療看護職俸給表の適用を受けていた者

	でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成18年4月以後の造幣局給与規程第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する別に定める割合が100分の5であったものの支給を受ける者であったもの
--	---

別表第8 独立行政法人国立印刷局の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立印刷局職員給与規則（平成15年4月1日国立印刷局規則第11号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則」という。）の指定職群特別等級に格付けされていた者
第5号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の指定職群1等級に格付けされていた者のうち、平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則第29条第1項に規定する管理職手当でその俸給月額に対する割合が100分の25であるものの支給を受けていたもの (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療職群特別等級に格付けされていた者
第6号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の指定職群1等級に格付けされていた者（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の工芸職群特別等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の研究職群特別等級に格付けされていた者 (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療職群1等級に格付けされていた者
第7号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の指定職群2等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の工芸職群特1等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の研究職群特1等級に格付けされていた者 (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療職群2等級に格付けされていた者 (5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療技術職群特別等級に格付けされていた者 (6) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の看護職群特別等級に格付けされていた者

第8号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の指定職群3等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の工芸職群1等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の研究職群1等級に格付けされていた者 (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療職群3等級に格付けされていた者 (5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療技術職群特1等級に格付けされていた者 (6) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の看護職群特1等級に格付けされていた者
第10号区分	(1) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の指定職群特4等級又は4等級に格付けされていた者 (2) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の工芸職群2等級に格付けされていた者 (3) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の研究職群特2等級又は2等級に格付けされていた者 (4) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の医療技術職群1等級又は特2等級に格付けされていた者 (5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の国立印刷局給与規則の看護職群1等級又は特2等級に格付けされていた者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成18年4月以後の国立印刷局給与規則」という。）の指定職群特別等級に格付けされていた者 (2) 平成18年4月以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で平成18年4月以後の任期付職員法第7条第1項の俸給表6号俸の俸給月額に相当する額以上の俸給月額を受けていたもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の指定職群1等級に格付けされていた者のうち、平成18年4月以後の国立印刷局給与規則第37条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する管理又は監督の地位にある職員として別に定める割合が100分の25であったものの支給を受ける者であったもの (2) 平成18年4月以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で平成18年4月以後の任期付職員法第7条第1項の俸給表5号俸の俸給月額に相当する額以上同表6号俸の俸給月額に相当する額未満の俸給月額を受けていたもの

第6号区分	(1) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の指定職群1等級に格付けされていた者（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の工芸職群特別等級に格付けされていた者 (3) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の研究職群特別等級に格付けされていた者 (4) 平成18年4月以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で平成18年4月以後の任期付職員法第7条第1項の俸給表4号俸の俸給月額に相当する額以上同表5号俸の俸給月額に相当する額未満の俸給月額を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の指定職群2等級に格付けされていた者 (2) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の工芸職群特1等級に格付けされていた者 (3) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の研究職群特1等級に格付けされていた者 (4) 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の国立印刷局給与規則」という。）の医療職群2等級に格付けされていた者 (5) 平成25年4月1日以後適用されている独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成25年4月以後の国立印刷局給与規則」という。）の医療職群1等級に格付けされていた者 (6) 平成18年4月以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で平成18年4月以後の任期付職員法第7条第1項の俸給表3号俸の俸給月額に相当する額以上同表4号俸の俸給月額に相当する額未満の俸給月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の指定職群3等級に格付けされていた者 (2) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の工芸職群1等級に格付けされていた者 (3) 平成18年4月以後の国立印刷局給与規則の研究職群1等級に格付けされていた者 (4) 平成18年4月以後平成25年3月以前の国立印刷局給与規則の医療職群3等級に格付けされていた者 (5) 平成25年4月以後の国立印刷局給与規則の医療職群2等級に格付けされていた者 (6) 平成18年4月以後の任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された者で平成18年4月以後の任期付職員法第7条第1項の俸給表1号俸の俸給

	月額に相当する額以上同表 3 号俸の俸給月額に相当する額未満の俸給月額を受けていたもの
第10号区分	(1) 平成18年 4 月 1 日から同年12月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成18年 4 月以後同年12月以前の国立印刷局給与規則」という。）の指定職群特 4 等級又は 4 等級に格付けされていた者 (2) 平成19年 1 月 1 日以後適用されている独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「平成19年 1 月以後の国立印刷局給与規則」という。）の指定職群 4 等級に格付けされていた者 (3) 平成18年 4 月以後の国立印刷局給与規則の工芸職群 2 等級に格付けされていた者 (4) 平成18年 4 月以後同年12月以前の国立印刷局給与規則の研究職群特 2 等級又は 2 等級に格付けされていた者 (5) 平成19年 1 月以後の国立印刷局給与規則の研究職群 2 等級に格付けされていた者 (6) 平成 18 年 4 月以後平成 25 年 3 月以前の国立印刷局給与規則の医療技術職群 1 等級又は特 2 等級に格付けされていた者 (7) 平成 18 年 4 月以後平成 25 年 3 月以前の国立印刷局給与規則の看護職群 1 等級又は特 2 等級に格付けされていた者 (8) 平成 25 年 4 月以後の国立印刷局給与規則の看護職群 1 等級に格付けされていた者

別表第 9 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成16年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	平成16年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年 4 月 1 日規程第23号。以下「平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構院長給与規程」という。）の院長基本年俸表の適用を受けていた者で同表 6 号俸の基本年俸額を受けていたもの
第 2 号区分	平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構院長給与規程の院長基本年俸表の適用を受けていた者で同表 1 号俸から 5 号俸までの基本年俸額を受けていたもの
第 4 号区分	(1) 平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年 4 月 1 日規程第20号。以下「平成16年 4 月以後平成17年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち、平成16年 4 月以後平成17年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53

	条第1項の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第1項の規定による役職手当でその額が月例給額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち、平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第1項の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の25の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (4) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (5) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（平成16年4月1日規程第24号。以下「平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	(1) 平成16年4月以後平成17年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成16年4月以後平成17年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第1項の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の20の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (2) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第1項の規定による役職手当でその額が月例給額に100分の20の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第1項

	の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の20の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (5) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	(1) 平成16年4月以後平成17年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。） (5) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (6) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (7) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第7号区分	(1) 平成16年4月以後平成17年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの (4) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (6) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。） (7) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務

	職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの (8) 平成17年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (9) 平成17年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの
第 8 号区分	(1) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち、平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程第53条第 1 項の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の12の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (2) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (3) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (4) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (5) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち、3 人以上の職種の長（平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程別表第 7 に定める技能職基本給表級別標準職務表に規定する数名の一般職員を直接指揮監督する職長（これと同等以上の地位にある職長を含む。）であって、この職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2 人の職種の長と当該 2 人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2 人の職種の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。） (6) 平成16年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (7) 平成17年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち、平成17年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程第 52条第 1 項の規定による役職手当でその額が基本給月額に100分の12の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの (8) 平成17年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 9 号区分	(1) 平成16年 4 月以後平成17年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち、

	ち、同表25号俸の基本給月額以上の基本給月額を受けていたもの (2) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者で同表25号俸の基本給月額以上の基本給月額を受けていたもの (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (4) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (6) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。） (7) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (8) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の福祉職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (9) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (10) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (11) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第8号区分の項第7号に掲げる者を除く。） (12) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第10号区分	(1) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (2) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成16年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成16年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）

	与規程」という。)の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は3級であったもの (3) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (4) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成16年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であったもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は3級若しくは4級であったもの (5) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (6) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の福祉職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの (7) 平成16年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (8) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (9) 平成17年4月以後平成18年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
--	--

ロ 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構院長給与規程（以下「平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構院長給与規程」という。）の院長基本年俸表の適用を受けていた者で同表6号俸の基本年俸額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構院長給与規程の院長基本年俸表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの基本年俸額を受けていたもの (2) 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構任期付研究員の給与等の特例に関する規程（平成22年3月29日規程第4号。以下「平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程」という。）の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同

	表 9 号俸の基本給月額を受けていたもの
第 3 号区分	平成18年 7 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年 7 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの
第 4 号区分	(1) 平成18年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成18年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち、役職手当の区分（平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間において適用されていた国立病院機構職員給与規程別表第15に規定する役職手当の区分及び平成19年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において適用されていた同規程別表第15に規定する役職手当の支給区分をいう。以下同じ。）が一種の職を占めていたもの (2) 平成18年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもののうち、役職手当の区分が一種の職を占めていたもの (3) 平成18年 4 月 1 日から同年 6 月30日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成18年 4 月以後同年 6 月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの (4) 平成18年 7 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「平成18年 7 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。）の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの (5) 平成18年 4 月 1 日から同年 6 月30日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年 4 月以後同年 6 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの (6) 平成18年 7 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの (7) 平成22年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表 8 号俸の基本給月額を受けていたもの
第 5 号区分	(1) 平成18年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち、役職手当の区分が二種の職を占めていたもの (2) 平成18年 4 月以後同年 6 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの

	(3) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、役職手当の区分が二種の職を占めていたもの (5) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (6) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (7) 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程別表第7に規定する役職手当の区分が二種の職を占め、かつ、平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程第57条第5項に規定する割合が100分の20であるもの
第6号区分	(1) 平成18年4月平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (4) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (5) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (6) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (7) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (8) 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成22年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。）の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (9) 平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療

	職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。) (10) 平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表7号俸の基本給月額を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後平成27年3月以前の国立病院機構職員給与規程の副院長等基本年俸表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの (3) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (6) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。) (7) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (8) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (9) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (10) 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程(以下「平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。)の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (11) 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程(以下「平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程」という。)の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの (12) 平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表6号俸の基本給月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののう

- ち、役職手当の区分が四種の職を占めていたもの
- (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
 - (3) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
 - (4) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
 - (5) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
 - (6) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、3人以上の職種の長（平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程別表第7に定める技能職基本給表級別標準職務表に規定する数名の一般職員を直接指揮監督する職長（これと同等以上の地位にある職長を含む。）であって、この職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2人の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2人の職種の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）
 - (7) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、3人以上の職種の長（平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程別表第7に定める技能職基本給表級別標準職務表に規定する数名の一般職員を直接指揮監督する職長（これと同等以上の地位にある職長を含む。）であって、この職にあることが発令内容等から確認できるものをいう。以下この号において同じ。）（2人以上の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場合にあっては、2人の職種の長）を直接指揮監督する職務に従事していた者（その事実が発令内容等から確認できるものに限る。）
 - (8) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
 - (9) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
 - (10) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程別表第7に規定する役職手当の区分及び平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた同規程別表第7に規定する役職手当の支給区分が四種の職を占めていたもの

	(11) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程別表第7に規定する役職手当の支給区分が四種の職を占めていたもの (12) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (13) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (14) 平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けている者で同表5号俸の基本給月額を受けていたもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者で同表25号俸の基本給月額以上の基本給月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (3) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (5) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第6号に掲げる者を除く。） (7) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第8号区分の項第7号に掲げるものを除く。） (8) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の研究職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (9) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の福祉職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (10) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (11) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (12) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療

	職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (13) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第8号区分の項第10号に掲げる者を除く。) (14) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第8号区分の項第11号に掲げる者を除く。) (15) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (16) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (17) 平成22年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表4号俸の基本給月額を受けていたもの (18) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた国立病院機構職員給与規程(以下「平成24年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程」という。)の診療情報管理職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成16年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は3級であったもの (3) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの (4) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給

表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成16年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であったもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は3級若しくは4級であったもの

- (6) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成16年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の技能職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であったもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は3級であったもの
- (7) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (8) 平成18年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構職員給与規程の福祉職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの
- (9) 平成18年4月以後同年6月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの
- (10) 平成18年7月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の事務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (11) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
- (12) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの
- (13) 平成18年4月以後平成21年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの
- (14) 平成21年4月以後平成27年3月以前の旧国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成16年4月以後平成27

	年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成18年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は 2 級であったもの (15) 平成22年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表 1 号俸から 3 号俸までの基本給月額を受けていたもの (16) 平成24年 4 月以後平成27年 3 月以前の旧国立病院機構職員給与規程の診療情報管理職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの
--	---

別表第 10 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 42 号）第 5 条の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 5 号区分	平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた国有林野事業管理職員給与準則（昭和46年10月16日46林野職第266号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則」という。）の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特別級であったもののうち、平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則第33条第 1 項に規定する期末手当を支給される者であったもので同条第 2 項に規定する支給割合が100分の20であったもの
第 6 号区分	平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特別級であったもののうち、平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則第33条第 1 項に規定する期末手当を支給される者であったもので同条第 2 項に規定する支給割合が100分の15であったもの
第 7 号区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの (2) 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた月給制職員の基準内給与に関する協約（昭和45年12月24日45林野職第398号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野職員給与協約」という。）の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの
第 8 号区分	(1) 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもののうち、平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の旧国有林野管理職員給与準則の級別区分表森

	林管理局の項に規定する調整官の官職にあったもの若しくは同表森林管理署等の項に規定する課長の官職にあったもの又は7級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職級別区分表森林管理局の項若しくは森林管理署の項に規定する森林官の官職にあったもの又は6級であったもの
第10号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの（第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の旧国有林野職員給与協約の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた基幹作業職員の基準内賃金に関する協約（昭和53年1月19日52林野労第106号）の基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

ロ 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第5号区分	平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた国有林野事業管理職員給与準則（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則」という。）の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後平成25年3月31日までの間において適用されていた月給制職員の基準内給与に関する協約（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約」という。）の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職

	俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の級別区分表森林管理局の項に規定する調整官の官職にあったもの若しくは同表森林管理署等の項に規定する課長の官職にあったもの又は5級であったもの (2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第8号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職級別区分表森林管理局の項若しくは森林管理署の項に規定する森林官の官職にあったもの又は4級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野管理職員給与準則の管理職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約の普通職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第9号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 平成18年4月以後平成25年3月以前の旧国有林野職員給与協約の技能職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (4) 平成18年4月1日以後平成25年3月31日までの間において適用されていた基幹作業職員の基準内賃金に関する協約の基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

別表第11 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）第1条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第2条の独立行政法人農林水産消費技術センターの職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人農林水産消費技術センター職員給与規程（平成13年4月1日13本消技第14号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの

第6号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程第10条第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の16の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
第8号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第9号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第10号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成13年4月1日以後平成18年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級若しくは5級であったもの

ロ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた独立行政
-------	--

	法人農林水産消費技術センター職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程第10条第1項の規定による俸給の特別調整額でその額が俸給月額に100分の16の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
第8号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の行政職俸給表(□)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成13年4月以後平成19年3月以前の旧農水技術センター職員給与規程の技術専門職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上の級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて120月を超えていたもの又は4級であった

	もの
--	----

別表第12 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）附則第3条第1項の規定により解散した旧独立行政法人肥飼料検査所の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第6号区分	平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人肥飼料検査所職員給与規程（平成13年4月1日13肥飼第7号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第7号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第8号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第10号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの

ロ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第6号区分	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた肥飼料検査所職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその職務の級が7級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧肥飼料検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第13 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農薬検査所の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分に

についての表

第4号区分	平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人農薬検査所職員給与規程（平成13年4月1日13薬検第7号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第7号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第8号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第10号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの

ロ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第5号区分	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人農薬検査所職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧農薬検査所職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第14 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政
-------	--

	法人製品評価技術基盤機構任期付研究員の任用等に関する規程（平成13.04.01評基第013号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程」という。）別表第3の適用を受けていた者で同表特3号俸の俸給月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額を受けていたもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第3の適用を受けていた者で同表特1号俸又は特2号俸の俸給月額を受けていたもの
第4号区分	(1) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人製品評価技術基盤機構職員給与規程（平成13.04.01評基第011号。以下「平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程」という。）の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表5号俸の俸給月額を受けていたもの
第5号区分	平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表3号俸の俸給月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表2号俸の俸給月額を受けていたもの
第9号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表1号俸の俸給月額を受けていたもの
第10号区分	(1) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成13年4月以後平成18年3月以前の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第2の適用を受けていた者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人製品評価技術基盤機構任期付研究員の任用等に関する規程（以下「平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程」という。）別表第3の適用を受けていた者で同表特3号俸の俸給月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額を受けていたもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第3の適用を受けていた者で同表特1号俸又は特2号俸の俸給月額を受けていたもの (3) 平成22年4月1日以降適用されている製品評価技術基盤機構の任期付職員の任用等に関する規程（平成22・02・04評基第017号。以下「平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程」という。）別表第1の適用を受けていた者で同表7号俸の俸給月額を受けていたもの
第3号区分	平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人製品評価技術基盤機構職員給与規程（以下「平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程」という。）の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表5号俸の俸給月額を受けていたもの (3) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額を受けていたもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者で同表5号俸の俸給月額を受けていたもの
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額を受けていたもの (3) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者で同表4号俸の俸給月額を受けていたもの
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表3号俸の俸給月額を受けていたもの (3) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者で同表3号俸の俸給月額を受けていたもの
第8号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受

	けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表2号俸の俸給月額を受けていたもの (3) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者で同表1号俸又は2号俸の俸給月額を受けていたもの
第9号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第1の適用を受けていた者で同表1号俸の俸給月額を受けていたもの
第10号区分	(1) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付研究員規程別表第2の適用を受けていた者

別表第15 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）第2条の規定による改正前の自動車検査独立行政法人法（平成11年法律第218号）第2条の自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成19年法律第9号）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）の職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

イ 平成14年7月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	平成14年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた自動車検査独立行政法人職員給与規程（平成14年7月1日規程第8号。以下「平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程」という。）の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第5号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第6号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第7号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第8号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第9号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第10号区分	平成14年7月以後平成18年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの

ロ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第3号区分	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた自動車検査独立行政法人職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程」という。）の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第5号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第7号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第8号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第9号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第10号区分	平成18年4月以後平成19年3月以前の旧自動車検査法人給与規程の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第16 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員であった基礎在職期間における職員の区分についての表（第三関係）

第5号区分	平成19年4月1日以後適用されている独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（平成13年4月1日13本消技第14号。以下「平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程」という。）の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第6号区分	(1) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程第10条第1項に規定する特別調整額表の区分が三種の職を占めていたもの
第7号区分	(1) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
第8号区分	(1) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成19年4月以後の農水安全技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

	用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの
第９号区分	(1) 平成19年４月以後の農水安全技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (2) 平成19年４月以後の農水安全技術センター職員給与規程の研究職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの
第10号区分	平成19年４月以後の農水安全技術センター職員給与規程の一般職員俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの